

「相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点」

正誤のお知らせ

標記書籍に誤りがありました。お詫びして下記のとおり訂正（下線部分）いたします。

294 ページ 下から 10 行目

【誤】 (3) 同族会社の株主に対するみなし贈与課税

【正】 (3) 同族会社の株主に対するみなし遺贈課税

295 ページ 下から 4 行目

【誤】 3 株主に対するみなし贈与課税

【正】 3 株主に対するみなし遺贈課税

296 ページ 上から 4 行目

【誤】 その増加した金額の贈与があったものとして贈与税が課税される。

【正】 その増加した金額の遺贈があったものとして相続税が課税される。

296 ページ 下から 7 行目

【誤】 $\{(2,250 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円}) \times \frac{\text{※1}}{20\%} - 110 \text{ 万円}\} \times 15\% - 10 \text{ 万円} = 26 \text{ 万円}$

※1 配偶者の持分割合

【正】 $(2,250 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円}) \times \frac{\text{※1}}{80\%} = 1,400 \text{ 万円}$ ※1 被相続人の持分割合

…被相続人の相続財産として相続税課税（遺産分割の対象）

$(2,250 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円}) \times \frac{\text{※2}}{20\%} = 350 \text{ 万円}$ ※2 配偶者の持分割合

…配偶者へのみなし遺贈に対する相続税課税（遺産分割の対象外）

296 ページ 下から 2 行目

【誤】 贈与とみなされ贈与税が課税されることになる。

【正】 遺贈とみなされ相続税が課税されることになる。

297 ページ 上から 2 行目

【誤】 $((2,250 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円}) \times 80\% = 1,400 \text{ 万円})$

※2 被相続人の持分割合)は、被相続人の相続財産として相続税が課税される。

【正】 下線部を削除

297 ページ 設例4中

【誤】 ・同族会社株式 遺贈前 400 万円 (500 万円×80%)
遺贈後 1,800 万円 (2,250 万円×80%)

【正】 ・同族会社株式 遺贈前 400 万円 (500 万円×80%)
遺贈後 1,800 万円 (2,250 万円×80%)
遺贈による配偶者持分の株式評価の増加額 350 万円
 $((2,250 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円}) \times 20\%)$

297 ページ 下から1行目～298 ページ 上から2行目

【誤】 $((5,000 \text{ 万円 (現預金)} + 1,800 \text{ 万円 (株式)}) - 4,200 \text{ 万円}) \times 1/2 = 1,300 \text{ 万円}$
 $(1,300 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円}) \times 2 \text{ 人} = 290 \text{ 万円}$

【正】 $((5,000 \text{ 万円 (現預金)} + 1,800 \text{ 万円 (株式)} + 350 \text{ 万円 (みなし遺贈)} - 229 \text{ 万円 (譲渡所得税等)}) - 4,200 \text{ 万円 (基礎控除)}) \times 1/2 = 1,360 \text{ 万円}$
 $(1,360 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円}) \times 2 \text{ 人} = 308 \text{ 万円}$

298 ページ 上から4行目

【誤】 $290 \text{ 万円} \times (2,500 \text{ 万円} + 900 \text{ 万円}) / (5,000 \text{ 万円} + 1,800 \text{ 万円}) = 145 \text{ 万円}$
(ハ) 納付相続税額 (イ)-(ロ) = 145 万円

【正】 $308 \text{ 万円} \times (2,500 \text{ 万円} + 900 \text{ 万円} + 350 \text{ 万円} - 114 \text{ 万円}) / (5,000 \text{ 万円} + 1,800 \text{ 万円} + 350 \text{ 万円} - 229 \text{ 万円}) = 161 \text{ 万円}$
(ハ) 納付相続税額 (イ)-(ロ) = 147 万円

298 ページ 【遺贈の実行の有無に伴うトータルの税負担の比較】

【誤】

税目	①遺贈しない場合 (鉄則)	②遺贈する場合	差額(②-①)
相続税	190 万円	145 万円	△45 万円
所得税	0	229 万円 (設例1参照)	229 万円
法人税等	0	750 万円 (設例2参照)	750 万円

贈与税	0	26 万円 (設例3参照)	26 万円
不動産取得税	0	27 万円	27 万円
登録免許税	7 万円	36 万円	29 万円
合計	197 万円	1,213 万円	1,016 万円

【正】

税目	①遺贈しない場合 (鉄則)	②遺贈する場合	差額(②-①)
相続税	190 万円	147 万円	△43 万円
所得税	0	229 万円 (設例1参照)	229 万円
法人税等	0	750 万円 (設例2参照)	750 万円
不動産取得税	0	27 万円	27 万円
登録免許税	7 万円	36 万円	29 万円
合計	197 万円	1,189 万円	992 万円

299 ページ 上から 17 行目

【誤】 てもみなし贈与課税はされない。

【正】 てもみなし遺贈課税はされない。